

平成31年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その2)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 52 号 議 案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第27条第4項及び第36条第3項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において、」に改める。

第38条第1号中「者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第53条第2項第1号及び第59条第1項第1号において同じ。)」を加える。

第53条第2項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第57条第4項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において、」に改める。

第59条第1項第4号中「の学部で」を「(短期大学を除く。次号において同じ。)において、」に改め、同項第5号中「の学部で」を「において、」に改め、同項第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第67条第18項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において、」に改める。

第91条第3項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第95条中「第43条の5」を「第43条の2」に改める。

第99条第4項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第101条第1項第1号中「者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項第4号ア中「の学部で」を「(短期大学を除く。イにおいて同じ。)において、」に改め、同号イ中「の学部で」を「において、」に改め、同項第6号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第15項中「(昭和24年法律第147号)」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第95条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成31年2月26日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので提案する
ものであります。